

# 地域密着型金融の取組みについて

地域密着型金融の推進は、協同組織の金融機関である当組合にとって最も重要な使命と考えており、地域密着型金融の取組みを通じ、中小企業向け金融の担い手として地域経済活性化のために尽力してまいります。

## 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化 【平成23年4月～平成24年3月】

### (1) 経営改善支援等の取組み実績

期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数	αのうち再生 計画を策定 した先数	経営改善支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		β	γ	δ			
A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
896	42	1	35	5	4.7%	2.4%	11.9%

- (注)1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。  
 2.期初債務者数は、平成23年4月当初の債務者数です。  
 3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。  
 4.「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で途中で完済した債務者は、αに含みますがβには含んでおりません。  
 5.「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。  
 6.「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。  
 7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

### (2) コンサルティング機能の発揮への取組み実績

コンサルティング機能強化のため、「経営改善支援委員会」が営業店と連携して経営改善計画の策定支援と経営指導を実施しております。さらに、経済産業局の「中小企業支援ネットワーク強化事業」と連携し、専門家(中小企業診断士)と当組合職員との帯同による経営改善支援を実施いたしました。この取組みにより、広島県経営革新認定企業に2件が認定され、経営改善支援対象先19件のうち、11件が改善傾向となりました。

## 2. 金融円滑化法に関する取組み

### (1) 法第4条に基づく措置の実施状況

[債務者が中小企業者である場合]

(金額単位:百万円)

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,982	33,044	3,354	57,822
うち、実行に係る貸付債権	1,824	30,334	3,177	53,958
うち、実行に係る貸付債権謝絶に係る貸付債権	80	1,429	97	1,927
うち、審査中の貸付債権	37	563	30	800
うち、取下げに係る貸付債権	41	717	50	1,135
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	953	5,623	1,605	9,309
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	34	232	40	278

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(金額単位:百万円)

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	135	2,004	207	3,124
うち、実行に係る貸付債権	109	1,671	174	2,682
うち、実行に係る貸付債権謝絶に係る貸付債権	11	140	16	203
うち、審査中の貸付債権	7	111	8	154
うち、取下げに係る貸付債権	8	81	9	83

## 金融円滑化のための基本方針

当組合は、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みと一緒に考え、問題の解決に努めていくため、以下のとおり、金融円滑化管理方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

### ＜取組み方針＞

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、当組合にとって重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで取組みます。

#### (1) 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当組合は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① 態勢整備を図るために本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規定を策定し、金融円滑化管理責任者を選任しております。
- ② お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うため、次のような態勢を整備しております。
  - [1] 本部および営業店に金融円滑化相談窓口を設置しています。
  - [2] きめ細やかな支援を行うため経営改善支援委員会を設置しています。
  - [3] お客さまからの苦情に対する苦情相談窓口を設置しています。

#### (2) 他の金融機関等との緊密な連携

当組合は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客さまからの貸付条件等の変更等に関する苦情・相談は、次の相談窓口をご利用ください。

広島県信用組合 経営支援部 電話番号:082-242-5591

## 中期経営計画

当組合では、平成21年4月から平成24年3月を計画期間とする中期経営計画「安定から成長へのチャレンジ」の最終年度として、この計画の完結に向けて取り組んでまいりました。おかげさまで、業容の面では計画以上のものを達成することができましたが、一部で、取組みが十分でなかった事項も現れております。

この度、新たに策定した中期経営計画は「創造へのチャレンジ」として、地域経済の活力が低下する中で、地域やお客さまとともに明るい未来を切り拓いていくことのできる創造性豊かな信用組合の確立に取り組んでいくことといたしました。

【計画期間】 平成24年4月1日～平成27年3月31日

【テーマ】 **創造へのチャレンジ** → **あらゆる世代の夢を形にするコミュニティバンクの創造を目指して**

【目指す姿】

1. 強靱な経営体質と存在感のある金融機関
2. お客さまが満足し、支持される金融機関
3. 地域の未来を切り拓く、創造性豊かな金融機関

### 【重点施策】

